

令和8年度版 尾花沢市補助事業一覧

市民のみなさんや地域の団体、事業者の方などがご利用いただける補助事業の一覧です。事業の内容や補助金額、申請手続きなどの詳細につきましては、担当係へお尋ねください。

※ 市税等の納付状況により該当しない場合があります。



医療・健康づくり支援

継続事業

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
1	特定健康診査等を受けるとき	特定健康診査費用の一部助成	市で実施する、すこやか健診又は人間ドックのフレッシュ健診・特定健康診査費用の一部を助成	◆健診受診時点に国民健康保険に加入している20歳以上の方	健康増進課 国保医療係 【内線611】 健康指導係 【内線621】
2	特定健康診査を受けるとき	特定健康診査費用の全額助成	市で実施する、すこやか健診又は人間ドックの特定健康診査費用の全額を助成	◆年度末年齢で41歳、51歳、61歳になる方で国民健康保険加入者	健康増進課 国保医療係 【内線611】 健康指導係 【内線622】
3	がん検診を受けるとき	各種がん検診事業の全額助成	市で実施する、次のがん検診費用を全額助成 ① 21歳女性：子宮がん検診 ② 41歳女性：乳がん検診 ③ 61歳男女：胃・大腸・肺がん検診 ④ 61歳男性：前立腺がん検診	◆年度末年齢で対象年齢になる方	健康増進課 健康指導係 【内線620】
4	節目の年齢の方が歯周病検診を受けるとき	山形県歯周病検診助成事業	令和8年度当初に20・30・40・50・60・70歳に達した方が歯周病検診を受けるときに費用を全額助成	◆対象の方へ「山形県歯周病検診受診券」を送付。受診券を持参の上、実施医療機関で無料で歯周病検診を受診できる。	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622・628】
5	節目の年齢の女性が骨粗鬆症検診を受けるとき	骨粗鬆症検診の全額助成	令和8年度当初に40・45・50・55・60・65・70歳の女性が骨粗鬆症検診を受けるときに費用を全額助成	◆対象の方が市の人間ドックまたはレディース検診で、骨粗鬆症検診を無料で受診できる。	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622・628】
6	がん治療を受けているとき	尾花沢市がん患者医療用ウイッグ・乳房補整具購入助成事業	①医療用ウイッグ購入経費の1/2または2万円のいずれか低い額を助成 ②乳房補整具購入経費の1/2または1万円のいずれか低い額を助成	◆がんと診断され、がんに伴う治療を受けており、過去に助成を受けていない方	健康増進課 健康指導係 【内線620】
7	骨髄提供を行うとき	骨髄移植ドナー助成事業	骨髄等の提供に係る通院、入院又は医師等との面接の日数に2万円を乗じた額を助成(上限14万円)	◆骨髄提供を行うための休暇制度の導入されていない事業所に勤務していること等	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
8	健康づくりを行いたいとき	生涯元気づくりポイント事業	健康づくりイベント等に参加し、生涯元気づくりポイントを15ポイント貯めた方に商品券を贈呈	◆20歳以上の方で、ポイントカードを満点にした方	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】
9	山形大学医学部東日本重粒子センターで公的医療保険が適応とならない治療を受けた時	重粒子線がん治療患者支援事業	山形大学医学部東日本重粒子センターで公的医療保険が適応とならない重粒子線がん治療を受け、照射費用から先進医療特約保険の給付を引いた上限628,000円を限度として助成	◆山形大学医学部東日本重粒子センターで重粒子線治療を行った方で、本市に1年以上住所を有し、世帯の課税総所得600万円以下(滞納のない)の方	健康増進課 健康指導係 【内線620・621・622】